



### 3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績

#### 水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

直近(概ね5年以内)で受講した講習会の受講実績を下記に記入してください。  
表に収まらない場合は適宜コピーを取るなど、対応をお願いします。

受講者名	研修会名、実施団体	受講年月日
上記の内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)		
可	不可	

受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。  
行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

4. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

- 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない  
(該当する場合は、下記事項の記入は不要)

配水管からの分岐～水道メーターまで工事を施工する事業者の方は下記を記入してください。  
表に収まらない場合は適宜コピーを取るなど、対応をお願いします。

直近の従事状況を記載してください。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
上記内容の公表の可否				
可            不可				